

奈良県告示第百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

平成三十年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成三十年六月二十七日現在の地番による。）
桜井市大字谷四六八番四、四六八番五、四六八番六の一部及び九三七番一の一部
- 二 申請者氏名 志野浩章
- 三 申請者住所 橿原市川西町九三八番地の一二六
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 三六・三メートル
- 六 指定年月日 平成三十年七月五日
- 七 指定番号 中土第三〇〇三号